

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、1979年に第34回国連総会で採択され、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。既存の法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在は189か国で締結され、日本も1985年に批准しています。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年に改めて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続を規定しています。この「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が国内の救済手続を尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申立てができるようになりました。

現在115か国が選択議定書を批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも選択議定書の早期批准は急務です。男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146か国中125位と過去最低となりました。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くことにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になります。

日本は、国連の女性差別撤廃委員会から選択議定書の批准を繰り返し勧告されています。第5次男女共同参画基本計画では、選択議定書について「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。今年10月には、国連女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況の検討が行われる予定で、再び同じ勧告を受けることのないよう国会で審議し、政府は選択議定書の批准に向けた準備に入るべきです。日本政府に選択議定書の批准を求める意見書を上げた地方議会は、12府県議会を含め279議会上ります。

よって、本市議会は市民の権利擁護とさらなる女性の活躍を望む立場から、国会と日本政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長